

薩摩御殿様野津原通^{ニ付}御加勢人夫帳

佐藤満洋

解題

本史料は旧府内藩領大分郡蛇口組（現庄内町）平良石村大庄屋格麻生家文書の一つである。膨大な史料の中に標記のような文久三年（一八六三）九月十四日の日付をもつ珍らしい史料が含まれている。

豊後国内を通る近世の街道（往還）は、府内から豊前方面に向かう豊前路、日向方面に向かう日向道をはじめ、府内から佐賀関に向かう伊予街道、鶴崎と熊本を結ぶ肥後街道、豊後各地の城下と城下を結ぶ道などがあった。

しかし、これらの諸街道は例へば東海道のように多くの大名が通行する街道ではない。熊本藩と岡藩が二藩で共用する肥後街道は、豊後の諸街道のうちでは例外的な街道であった。

このため右の諸街道の宿場近在の村々には東海道の宿場のような助郷役と称される農民負担はなかつた。

熊本・岡両藩が共用した肥後街道でも両藩が独自の宿場を設けていたので、必要な人馬の徴用も藩ごとに独自で行われ、助郷役の名称は用いられていない。

この肥後街道を、文久三年九月に「薩摩御殿様」が通るという異例が起り、熊本領野津原宿では同宿場人馬会所の人馬だけでは捌ききれず、藩領を越えて近隣の組村に人馬の加勢を求めたものであろう。

加勢の人馬は野津原宿から鶴崎までの荷物運搬に従事しているが、荷物の中には「えんしやう等之品御座ひニ付、くわへきせるきひしく無用に」申し付けるべきことを命じているのが注目される。

そもそも「薩摩御殿様」が何故に、肥後から鶴崎に向けて

肥後街道を通行する必要があったのだろうか。その背景を考えるために文久三年（一八六三）の主要な歴史的事件を列挙してみよう。

五月十日に下関海峡で長州藩によるアメリカ商船ペムブローク号砲撃に始まる外国船砲撃事件が発生し、これに對して六月一日にはアメリカ軍艦ワイオミング号の報復が行われ、さらにアメリカ、イギリス、フランス、オランダ四国艦隊による報復が計画されるにいたり、下関海峡はにわかに風雲急を告げ始めていた。

一方、京都では八月十八日の政変が発生し公武合体派の薩摩、会津両藩を中心とする勢力によって、長州藩は御所警備の任を解かれ京都を追われるという事件に発展した。

右の諸事件によつて九月当時は、下関海峡が不穏な状況下におかれており、加えて八月十八日の政変で長州藩と対立関係を生じた薩摩藩は、関門海峡を通つて京への増兵部隊派遣は不可能であった。そのため急拠経路変更をして肥後街道を通行のやむなきに至つたものであろう。本史料は短い史料であるが幕末の、しかも薩長連合直前の長州藩と反目当時の薩

摩藩の動きを知る興味深い史料である。

最後に、史料を快く提供いただいた麻生山之助氏に厚くお礼を申しあげたい。

（注）

（1）【大分県文化財調査報告書】（「歴史の道」調査報告書）
第41、45、46、57、59、72、73頁参照。

（2）豊田寛三「長州戦争と諸藩の海防」『大分県の百年』（山川出版社）

（表紙・長帳）

文久三年

蛇口組

薩摩御殿様野津原通二付御加勢人夫帳

癸亥 九月十四日

平良石村大庄屋格

麻生忠治郎

（縦四
横六
種）

宿主
野津原町梅屋幸兵衛所
五ヶ瀬村

一人夫拾老人
一馬拾六疋

右同
同所寺町

宇作所
大龍村

一三拾壹定

右同

同所舊屋壹代次所

山鶴村

一夫壱人野津原と鶴崎

此賃錢六匁五分

但鶴崎預

一馬壱疋右同断

此賃錢八匁五分

但右同断

右之賃錢人馬員數二(マ)銘野津原ら直ニ御手許迄指送可申ひ間、夫ニ御渡可被下ひ、尤是迄之儀者庄屋（シロ）雇入ひニ付、直ニ相渡為申ひ而可有之、此節者御手許江差越ひ而者自然不安心ニ存可申哉付、右之趣者夫ニ御申聞（シテ）可被下ひ、

一今度御差越被下ひ人馬之儀、九月十四日九ツ時迄ニ野津原江相揃可申事、

一野津原之儀、場挾之所柄ニ付別而人馬宿屋取ひ儀者届兼ひ

ニ付、別紙引受之村宿江着いたし、其村ニ役人江相答ひ様、一右立人馬之儀、御許村ニ而名前着到書相認メ頭立ひものへ持參、人馬引連罷越、右宿所江相詰居談事、野津原役人江申談ひ様、左ハ人馬立方等之儀者、野津原役人夫申談、越度無之様取計可申事、

一人馬賃錢之儀左之通り、

一人馬自然立残ニ相成ひ分ハ半賃錢相渡可申事、

一右立人馬之儀ハ一夕滯留之支度持參、成丈丈夫成を御志らベ立、以差越可被下ひ、且又野津原より鶴崎迄之夫役相濟申ひ人馬者、且ニ引取ひ而支不申ひ得共、夫方之同宿百駄持越ひ者野津原迄持帰ひ上、引取ひ様、さゆへ者百駄壱ニ付賃錢六匁五分宛、夫賃一同ニ差送リ可申事、

一右人馬等之儀野津原より御許村ニ庄屋江懸合ひ様、此許重役

一人夫拾五人

一馬拾九疋

夫合四拾五人

馬合六拾六疋

以上

亥

野津原

九月

江相揃可申事、

右其御許御重役衆江被及御懸合置レ得共、村レ江懸合レ

而者、自然及遲レ儀も難斗有之レ付、此已後者御手許

江御願證仕レ二付、其村レ宜敷御取斗可被下レ事、

右積之及御相談申レ、尤此已後立會馬儀、諸方之大勢通行

三相成レ節者、逆茂野津原之小驛二而及不足申レ二付、矢

張此節之通人馬立之儀御願證可仕レ間、左レ様御聞置可被

下レ以上、

亥

九月

覺

一人馬

一人足四拾五人

此分式拾人

外年頭壱人

式拾五人

外年頭壱人

蛇口村

櫟木村

馬百八疋割牛馬毛付帳之通	九疋	蛇口村
	四疋	櫟木村
	五疋	五福村
	拾三疋	久保村
但大龍 <small>タケル</small> 村宿主野津原寺町宇作所	八疋	甲斐田村
	八疋	小原村
但五ヶ瀬村宿主野津原町梅屋幸兵衛所	八疋	
透内村	三疋	
	五疋	
六郎丸村	三疋	
雲取村	四疋	
平良石村	四疋	
武宮村	四疋	
	八疋	
但山竈村宿主同所竈屋喜代次所	八疋	
右者來ル十四日九 <small>ツ</small> 時迄ニ野津原宿元江相揃申事	九疋	

内

一馬六拾六疋

前段之通此度御加勢人馬被仰付申ゆニ付、人夫之もの共御役人様方決而御不礼無之様情々入念御御申付可被成も、手返々も御申聞置可被ゆ、御荷物之内えんしやう等之品御座掛きせり一切不相成、尤御荷物釐末無之様、人夫之もの共
ゆニ付、くわへきせるきひしく無用ニ御申付可被成ゆ、

九月十日

三重野弁右衛門

武宮村

平良石村

雲取村

小原村

六郎丸村

甲斐田村

透内村

久保村

五福村

櫻木村

村々時付ニテ御順達可被成ゆ、

(大分女子高校教諭)

会 告

会費は年度の当初に納入して下さい。会運営の大切な基
金です。振込みは、次のいずれかでお願いします。

- (1) 郵便振替口座 下関 8-5294 大分県地方史研究会
あて。
- (2) 大分銀行県庁内支店・普通預金口座の 1643211 大
分県地方史研究会あて。

なお、会費納入の遅れている方は、分割でもよいので、
ご協力願います。

大分県地方史研究会